

働く妊産婦の皆さまへ

# 母性健康管理指導事項連絡カード のご案内



妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、主治医や助産師から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなどの症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。

また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」  
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



## ▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
  - 妊娠中の休憩に関する措置
  - 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
- ※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

## ▶▶ 母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

- 事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。

### ■ 男女雇用機会均等法では

- ・ 母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする**解雇・雇止め等不利益取扱い**は**禁止**されています。
- ・ 妊娠・出産を理由とした**解雇・雇止め等不利益取扱い**も**禁止**されています。
- ・ 職場でのいわゆる**マタニティハラスメント**には、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、**事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています**。

母性健康管理措置を講じてもらえない等上記にかかるご相談は、以下へお願いします。

### 埼玉労働局 雇用環境・均等部

電話：048（600）6269

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2  
ランド・アクシス・タワー16階

育児休業のご相談もこちらへ

パパも育児休業を  
取りやすくなりました！  
詳しくはHPをご覧ください

